

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大津町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県大津町長

## 公表日

令和8年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。 特定個人情報を以下の業務で取り扱う。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握、接種勧奨、個人通知 ②医療機関等での予防接種の実施 ③予防接種委託料の支払い ④予防接種記録の管理・保管、統計処理 ⑤予防接種による健康被害救済給付に関する事務 ⑥新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく事務 ⑦新型コロナウイルスの予防接種 ⑧新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 14の項、126の項 2.番号法第19条第5号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大津町 総務部 総務課 行政係 〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地 電話096-293-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大津町 健康福祉部 健康保険課 健康推進係 〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1156番地-3 電話096-294-1075
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[ 1万人以上10万人未満 ] 令和8年3月24日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[ 500人未満 ] 令和8年3月24日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
いつ時点の計数か	[ 発生なし ]

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	氏名・生年月日の一致を厳守しつつ、情報の登録・抽出の際には、異なる職員でダブルチェックを確認していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分にしている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する ]	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]      <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	氏名・生年月日の一致を厳守しつつ、情報の登録・抽出の際には、異なる職員でダブルチェックをして確認していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	IVリスク対策			事後	評価書様式の修正に伴う追加
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	2015/3/29	2019/6/24	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	2015/3/29	令和1年6月24日	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。	事後	情報連携実施のための修正
令和2年12月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	情報連携実施のための修正
令和2年12月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	[実施しない]	[実施する]	事後	情報連携実施のための修正
令和2年12月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平	事後	情報連携実施のための修正
令和3年3月12日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。	事後	情報連携実施のための修正
令和3年3月12日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平	事後	情報連携実施のための修正
令和4年2月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	大津町 住民福祉部 健康保険課 健康推進係	大津町 健康福祉部 健康保険課 健康推進係	事後	
令和4年2月18日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平	事後	
令和4年2月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う。	事後	
令和4年2月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	1. 健康管理システム 2. 宛名管理システム	1. 健康管理システム 2. 宛名管理システム	事後	
令和4年2月18日	評価実施機関における担当部署	住民福祉部 健康保険課	健康福祉部 健康保険課	事後	
令和4年2月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	2019/6/24	2022/2/18	事後	
令和4年2月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱い者数	2019/6/24	2022/2/18	事後	
令和4年2月18日	I 関連情報 情報提供ネットワークシステ	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平	事後	
令和8年3月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	2022/2/18	2026/3/24	事後	
令和8年3月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱い者数	2022/2/18	2026/3/24	事後	
令和8年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9	事後	
令和8年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	2.番号法第19条第6号(委託先への提供)	2.番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和8年3月24日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	新規設問追加のため修正
令和8年3月24日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		8) 特定個人情報漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新規設問追加のため修正